

平成十五年七月十五日受領
答弁第七四号

内閣衆質一五六第七四号

平成十五年七月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出建築資材等に使用される発ガン物質等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出建築資材等に使用される発ガン物質等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

建築物、家具等の資材に含まれ、空気中への発散等を通じ一定量以上摂取した場合に人体に悪影響を及ぼす可能性がある物質としては、以下のものが挙げられる。

1 厚生労働省が室内濃度指針値（平成十四年二月七日付け医薬発第〇二〇七〇〇二号厚生労働省医薬局長通知における室内空气中化学物質の室内濃度指針値をいう。）を設定している物質であつて、建築物、家具等の資材に原料等として使用され、当該資材に含まれている可能性があると考えられるもの

2 世界保健機関（WHO）が作成した空気の質に関するガイドラインの対象となつている物質のうち室内空気汚染に関するものであつて、建築物、家具等の資材に原料等として使用され、当該資材に含まれている可能性があると考えられるもの

3 国際がん研究機関（IARC）が発がん性を有する可能性に応じて物質を五段階に分類した表において、グループ1（人に対する発がん性を有するもの）、グループ2A（人に対する発がん性を恐らく有するもの）及びグループ2B（人に対する発がん性を有する可能性があるもの）に分類されている物質

であつて、建築物、家具等の資材に原料等として使用され、当該資材に含まれている可能性があると考えられるもの

これらの物質の名称、主な人体への影響の内容、当該物質が含有される資材のうち主なものの名称及び当該物質の用途並びに主な規制の内容及び根拠法令は、別表第一のとおりである。

三について

国が実施する公共建築工事及び公共建築改修工事の発注の際の契約条件として標準的に用いる材料、工法等を定めた「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」（平成十五年三月二十日官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定）においては、別表第一の第一欄に掲げる物質のうち別表第二の上欄に掲げるものについて、同表の下欄に掲げる理由により、同表の中欄に掲げる仕様を定めており、原則として当該仕様に従つた契約を締結している。

なお、各地方公共団体の公共建築工事及び公共建築改修工事における別表第一の第一欄に掲げる物質の取扱いについては、承知していない。

四について

人体への有害な影響を防止する観点から、特定の物質が含まれる建築物、家具等の資材の使用等を規制している事例として把握しているものは、以下のとおりである。

1 英国、フランス等においては、石綿を使用した資材の供給等が禁止されている。

2 欧州連合においては、各加盟国が、クレオソート油を木材の処理に使用することを原則として禁止するとともに、クレオソート油により処理された木材を建物内等人体に有害な影響が及ぶ危険性が高い場所等に使用することを禁止する国内法の整備を行うことを求める欧州連合指令が二千一年十月二十六日に採択されている。

石綿及びクレオソート油の主な人体への影響の内容については、別表第一に示したとおりである。

五について

別表第一の第一欄に掲げる物質に係る輸入の規制の内容並びに規制が無い場合における規制をしない理由及び規制をする予定の有無は、別表第三のとおりである。

六について

別表第一の第一欄に掲げる物質のうち現在規制の対象としていないものであって、今後何らかの規制の

対象とすべく検討することを予定しているものはない。

別表第一

名称	主な人体への影響の内容 (注一)	当該物質が含有される資材のうち主なものの名称及び当該物質の用途	主な規制内容及び根拠法令(注二)
アクリルアミド	発がん性(グループ2A)	接着剤 原料	劇物(毒劇法) 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物(労働安全衛生法)
アクリル酸	慢性毒性	接着剤 原料	劇物(毒劇法) 通知対象物(労働安全衛生法)
アクリル酸エチル	発がん性(グループ2B)	接着剤 原料	通知対象物(労働安全衛生法)
アクリロニトリル	発がん性(グループ2B)	建築用仕上塗材 原料	劇物(毒劇法) 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物(労働安全衛生法)
アセトン	急性毒性	塗料及び接着剤 溶剤	有機溶剤、名称等表示対象物質及び通知対象物(労働安全衛生法)
石綿	発がん性(グループ1)	繊維強化セメント板 原料	特定化学物質等、製造等禁止物質、名称等表示対象物質及び通

イソプロピルアルコール	慢性毒性	塗料、接着剤及び建築用シーリング剤 溶剤	知対象物（労働安全衛生法） 有機溶剤、名称等表示対象物質 及び通知対象物（労働安全衛生 法）
エチルベンゼン	発がん性（グループ2B） 慢性毒性	塗料及び接着剤 溶剤	通知対象物（労働安全衛生法）
エチレンジイミン	発がん性（グループ2B）	接着剤 原料	特定化学物質等、名称等表示対 象物質及び通知対象物（労働安 全衛生法）
エチレンジグリコールモノエチ ルエーテルアセテート（別名 セロソルブアセテート）	慢性毒性	建築用仕上塗材 原料	有機溶剤、名称等表示対象物質 及び通知対象物（労働安全衛生 法）
エチレンジグリコールモノノ ルマルブチルエーテル（別 名ブチルセロソルブ）	慢性毒性	塗料 溶剤	有機溶剤、名称等表示対象物質 及び通知対象物（労働安全衛生 法）
塩素化パラフィン（炭素鎖一 二以上、塩素化率六〇%以上 のもの）	発がん性（グループ2B）	樹脂 可塑剤	
カーボンブラック	発がん性（グループ2B）	土木建築材料 顔料 ゴム 補強剤	粉じん及び通知対象物（労働安 全衛生法）

木くず	発がん性 (グループ1)	パーティクルボード 原料	劇物 (毒劇法)
キシレン	急性毒性 慢性毒性	塗料、接着剤及び建築用仕上塗材 溶剤	有機溶剤、名称等表示対象物質及び通知対象物 (労働安全衛生法)
クレオソート油	発がん性 (グループ2A)	製材 防腐剤	通知対象物 (労働安全衛生法)
鉱油	発がん性 (グループ1)	建築用シーリング材 軟化剤及び可塑剤 人造鉱物繊維保温材 発じん防止剤	通知対象物 (労働安全衛生法)
コバルト	発がん性 (グループ2B)	ガラス 着色剤 アルミニウム製建材 着色皮膜	通知対象物 (労働安全衛生法)
酢酸ビニル	発がん性 (グループ2B)	接着剤 原料	通知対象物 (労働安全衛生法)
酸化アンチモン (Ⅲ)	発がん性 (グループ2B)	塩化ビニル製建材及び接着剤 難燃剤	劇物 (毒劇法) 通知対象物 (労働安全衛生法)
一・四―ジオキサン	発がん性 (グループ2B)	建築用仕上塗材 原料	有機溶剤、名称等表示対象物質及び通知対象物 (労働安全衛生法)
ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	発がん性 (グループ2B) 急性毒性	建築用仕上塗材、接着剤及び木材防腐剤 溶剤	有機溶剤、名称等表示対象物質及び通知対象物 (労働安全衛生法)

臭化メチル	慢性毒性	木材 くん蒸剤	劇物（毒劇法） 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物（労働安全衛生法）
シリカ	発がん性（グループ1）	建築用仕上塗材及び建築用シーリング材 原料	粉じん及び通知対象物（労働安全衛生法）
スチレン	発がん性（グループ2B） 急性毒性 慢性毒性	ポリスチレン樹脂 原料	有機溶剤、名称等表示対象物質及び通知対象物（労働安全衛生法）
チオりん酸O・O―ジエチル―O―（三・五・六―トリクロロ―ニ―ピリジル）（別名クロルピリホス）	慢性毒性	製材 防蟻 ^ぎ 剤	発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質（建築基準法） 劇物（毒劇法） 通知対象物（労働安全衛生法）
テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）	発がん性（グループ2B）	建築用仕上塗材 防かび剤	
テトラデカン	慢性毒性	塗料 溶剤	
トルエン	急性毒性 慢性毒性	塗料、接着剤及び建築用仕上塗材 溶剤	劇物（毒劇法） 有機溶剤、名称等表示対象物質

ホルムアルデヒド	急性毒性	発がん性 (グループ2A)	発がん性 (グループ2A)	急性毒性	ホルムアルデヒド	発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質
キシル) (別名DEHP)	慢性毒性	発がん性 (グループ2B)	発がん性 (グループ2B)	慢性毒性	フタル酸ビス(ニエチルヘキシル)	通知対象物(労働安全衛生法)
フタル酸ジノルマルブチル	慢性毒性	発がん性 (グループ2B)	発がん性 (グループ2B)	慢性毒性	フタル酸ジノルマルブチル	通知対象物(労働安全衛生法)
ニッケル	発がん性 (グループ2B)	発がん性 (グループ2B)	発がん性 (グループ2B)	発がん性 (グループ2B)	ニッケル	通知対象物(労働安全衛生法)
ニッケル化合物	発がん性 (グループ1)	発がん性 (グループ1)	発がん性 (グループ1)	発がん性 (グループ1)	ニッケル化合物	通知対象物(労働安全衛生法)
砒素化合物	発がん性 (グループ1)	発がん性 (グループ1)	発がん性 (グループ1)	発がん性 (グループ1)	砒素化合物	毒物又は劇物(毒劇法) 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物(労働安全衛生法)
ナフタレン	発がん性 (グループ2B)	発がん性 (グループ2B)	発がん性 (グループ2B)	発がん性 (グループ2B)	ナフタレン	通知対象物(労働安全衛生法)
無機鉛化合物	発がん性 (グループ2B)	発がん性 (グループ2B)	発がん性 (グループ2B)	発がん性 (グループ2B)	無機鉛化合物	通知対象物(労働安全衛生法)
鏡防錆剤	鏡防錆剤	鏡防錆剤	鏡防錆剤	鏡防錆剤	鏡防錆剤	劇物(毒劇法)
塩化ビニル樹脂製建具	塩化ビニル樹脂製建具	塩化ビニル樹脂製建具	塩化ビニル樹脂製建具	塩化ビニル樹脂製建具	塩化ビニル樹脂製建具	鉛等、名称等表示対象物質及び通知対象物(労働安全衛生法)
安定剤	安定剤	安定剤	安定剤	安定剤	安定剤	通知対象物(労働安全衛生法)
土木建築材料	土木建築材料	土木建築材料	土木建築材料	土木建築材料	土木建築材料	通知対象物(労働安全衛生法)
顔料	顔料	顔料	顔料	顔料	顔料	通知対象物(労働安全衛生法)
ステンレス製建材	ステンレス製建材	ステンレス製建材	ステンレス製建材	ステンレス製建材	ステンレス製建材	通知対象物(労働安全衛生法)
原料	原料	原料	原料	原料	原料	通知対象物(労働安全衛生法)
アルミニウム製建材	アルミニウム製建材	アルミニウム製建材	アルミニウム製建材	アルミニウム製建材	アルミニウム製建材	通知対象物(労働安全衛生法)
着色皮膜	着色皮膜	着色皮膜	着色皮膜	着色皮膜	着色皮膜	通知対象物(労働安全衛生法)
建築用シーリング材	建築用シーリング材	建築用シーリング材	建築用シーリング材	建築用シーリング材	建築用シーリング材	通知対象物(労働安全衛生法)
顔料	顔料	顔料	顔料	顔料	顔料	通知対象物(労働安全衛生法)
木材防腐剤	木材防腐剤	木材防腐剤	木材防腐剤	木材防腐剤	木材防腐剤	毒物又は劇物(毒劇法) 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物(労働安全衛生法)
原料	原料	原料	原料	原料	原料	通知対象物(労働安全衛生法)
樹脂	樹脂	樹脂	樹脂	樹脂	樹脂	通知対象物(労働安全衛生法)
可塑剤	可塑剤	可塑剤	可塑剤	可塑剤	可塑剤	通知対象物(労働安全衛生法)
樹脂	樹脂	樹脂	樹脂	樹脂	樹脂	通知対象物(労働安全衛生法)
可塑剤	可塑剤	可塑剤	可塑剤	可塑剤	可塑剤	通知対象物(労働安全衛生法)
接着剤	接着剤	接着剤	接着剤	接着剤	接着剤	通知対象物(労働安全衛生法)
原料	原料	原料	原料	原料	原料	通知対象物(労働安全衛生法)
土木建築材料	土木建築材料	土木建築材料	土木建築材料	土木建築材料	土木建築材料	通知対象物(労働安全衛生法)
原料	原料	原料	原料	原料	原料	通知対象物(労働安全衛生法)
防錆剤	防錆剤	防錆剤	防錆剤	防錆剤	防錆剤	通知対象物(労働安全衛生法)

マゼンタ	発がん性（グループ2B）	土木建築材料 顔料	（建築基準法） 劇物（毒劇法） 建築物環境衛生管理基準（建築物衛生法） 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物（労働安全衛生法）
マンガン	慢性毒性	釉薬及び金属製建材 原料	特定化学物質等及び通知対象物（労働安全衛生法） （労働安全衛生法）
メタクリル酸メチル N-メチルカルバミン酸ニト セカンダリーブチルフェニル （別名フェノブカルブ）	慢性毒性	樹脂 原料 製材 防蟻剤	通知対象物（労働安全衛生法） 劇物（毒劇法） 通知対象物（労働安全衛生法）
六価クロム化合物	発がん性（グループ1）	土木建築材料 顔料 木材防腐剤 原料 金属製建材 防食皮膜	劇物（毒劇法） 特定化学物質等、名称等表示対象物質及び通知対象物（労働安

(注一)

1 建築物、家具等の資材に含まれる当該物質について、空气中への発散等を通じ一定量以上摂取した場合に生じ得る影響を記載した。

2 発がん性については、併せてIARCの分類を記載した。

3 「急性毒性」とは、化学物質を一回又は二十四時間以内に数回摂取した場合に、短時間に現れるおそれがある有害な影響をいう。

4 「慢性毒性」とは、化学物質を継続的に摂取した場合に、現れるおそれがある有害な影響（発がん性を除く。）をいう。

(注二)

1 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質

第二十八条の二に基づき、居室を有する建築物は、発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について技術的基準に適合するものとしなければならない旨の規制が課される。

2 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）（「毒劇法」と略）

毒物又は劇物

第二条第一項の毒物又は第二項の劇物に指定された場合は、毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、販売、授与等を行ってはならないこと、容器及び被包に「医薬用外」の文字を表示すること、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示すること等の規制が課される。

3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（「建築物衛生法」と略）

建築物環境衛生管理基準

第四条第一項に基づき、特定建築物の所有者等は、空气中の特定の有害物質の濃度を一定以下にするなど建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をしなければならない旨の規制が課される。

4 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

(一) 特定化学物質等

事業者は、第十四条に基づき、特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業において作業主任者を選任しなければならないこと、第二十二条に基づき、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと等の規制が課される。

(二) 鉛等

事業者は、第十四条に基づき、鉛等に係る一定の作業において作業主任者を選任しなければならないこと、第二十二条に基づき、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと等の規制が課される。

(三) 有機溶剤

事業者は、第十四条に基づき、有機溶剤を製造し、又は取り扱う一定の作業において作業主任者を選任しなければならないこと、第二十二条に基づき、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと等の規制が課される。

(四) 粉じん

事業者は、第二十二条に基づき、粉じんによる健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと等の規制が課される。

(五) 製造等禁止物質

第五十五条に基づき製造等が禁止される有害物に指定された場合は、当該物質を製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない旨の規制が課される。

(六) 名称等表示対象物質

第五十七条第一項に基づき名称等を表示すべき有害物に指定された場合は、当該物質を譲渡し、又は提供する者は、当該有害

物の名称、成分、含有量等を容器又は包装に表示しなければならない等の規制が課される。

(七) 通知対象物

第五十七条の二第一項に基づき通知対象物に指定された場合は、当該物質を譲渡し、又は提供する者は、当該対象物の名称、成分、含有量等をその相手方に通知しなければならない等の規制が課される。

5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）（「家庭用品規制法」と略）
有害物質

第二条第二項に基づき有害物質に指定された場合は、第四条第一項に基づき指定された家庭用品が当該物質の含有量、溶出量又は発散量に関する基準に適合しない場合には、その販売等が禁止される等の規制が課される。

別表第二

物質	仕様	理由
石綿	<p>繊維強化セメント板及び押出成形セメント板については、特記仕様書等に別段の定めがない限り、原料に石綿を使用しないこと。</p>	<p>建築物の解体に伴う石綿の飛散により、健康に有害な影響を与えるおそれがあるため。</p>
クレオソート油	<p>建築物の内部に使用する保存処理木材については、クレオソート油を除く木材防腐剤を用いた防腐処理木材を使用すること。</p>	<p>特有の臭気による不快感を生じさせるおそれがあるため。</p>
ホルムアルデヒド	<p>建築物の内部に使用する合板、パーティクルボード等については、特記仕様書等に別段の定めがない限り、日本農林規格又は日本工業規格に定められたホルムアルデヒド放散量の最も少ない区分の材料を使用すること。</p>	<p>発散により、健康に有害な影響を与えるおそれがあるため。</p>

別表第三

物質	輸入の規制の内容(注)	規制をしない理由及び規制する予定の有無
アクリルアミド	劇物(毒劇法)	
アクリル酸	劇物(毒劇法)	
アクリル酸エチル	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
アクリロニトリル	劇物(毒劇法)	
アセトン	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
石綿	製造等禁止物質(労働安全衛生法) 輸入割当品目(外為法) ※アモサイト及びクロシドライトに限る。	アモサイト及びクロシドライト以外の石綿を含有する押出成形セメント板等についても、労働安全衛生法及び外為法に基づく輸入に係る規制の対象とすることを予定している。
イソプロピルアルコール	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
エチルベンゼン	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を

			示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
エチレンジイミン	規制無し		現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	規制無し		現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
エチレンジグリコールモノノルマルブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	規制無し		現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
塩素化パラフィン（炭素鎖一二以上、塩素化率六〇%以上のもの）	規制無し		現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
カーボンブラック	規制無し		現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
木くず	規制無し		現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。

キシレン	劇物（毒劇法）	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
クレオソート油	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
鈹油	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
コバルト	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
酢酸ビニル	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
酸化アンチモン（Ⅲ） 一・四―ジオキサン	劇物（毒劇法） 規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。

臭化メチル	劇物（毒劇法）	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
シリカ	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
スチレン	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
チオりん酸O・Oージエチル ーOー（三・五・六ートリクロロニーピリジル）（別名 クロルピリホス）	劇物（毒劇法）	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
テトラデカン	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
トルエン	劇物（毒劇法）	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
ナフタレン	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えて

	無機鉛化合物	劇物（毒劇法） ※四酸化三鉛、ヒドロオキシ炭酸鉛及び硫酸鉛を除く。	四酸化三鉛、ヒドロオキシ炭酸鉛及び硫酸鉛については、現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
	ニッケル	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
	ニッケル化合物	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
	砒素化合物	毒物又は劇物（毒劇法） ※砒化インジウム及び砒化ガリウムを除く。	砒化インジウム及び砒化ガリウムについては、現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
	フタル酸ジノルマルブチル	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
	フタル酸ビス（ニ―エチルヘキシル）（別名DEHP）	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
	ホルムアルデヒド	劇物（毒劇法）	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。

マゼンタ	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
マンガン	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
メタクリル酸メチル	規制無し	現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。
Nーメチルカルバミン酸ニセカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ)	劇物(毒劇法)	
六価クロム化合物	劇物(毒劇法) ※重クロム酸、重クロム酸塩類、クロム酸塩類及び無水クロム酸に限る。	重クロム酸、重クロム酸塩類、クロム酸塩類及び無水クロム酸以外の六価クロム化合物については、現在のところ、輸入を規制している他の物質と同等以上の有害性を示す知見がないこと等から、輸入を規制する必要があるとは考えていない。

(注)

1 毒物及び劇物取締法(「毒劇法」と略)

毒物又は劇物

第二条第一項の毒物又は第二項の劇物に指定された場合は、第三条第二項に基づき毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でな

ければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない旨の規制が課される。

2 労働安全衛生法

製造等禁止物質

第五十五条に基づき製造等の禁止を受けるべき有害物に指定された場合は、当該物質を製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない旨の規制が課される。

3 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（「外為法」と略）

輸入割当品目

第五十二条及び輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条に基づき経済産業大臣が定める輸入割当てを受けるべき貨物を輸入しようとする者については、輸入の承認を受けなければならない旨の規制が課される。